

第 4 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて（藤枝市後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 21 日

藤枝市長 北 村 正 平

藤枝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。